

# 官報号外 平成七年三月二十四日

## ○第一百三十二回 参議院会議録第十四号

平成七年三月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成七年三月二十四日

午前十時 本会議

第一 国民健康保険法等の一部を改正する法律  
案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、国家公務員等の任命に関する件

一、放射性同位元素等による放射線障害の防止

に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、悪臭防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

日程第一 国民健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成七年三月二十四日 參議院会議録第十四号

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
また、低所得者が多い等により保険料負担が過

本案について提出者の趣旨説明を求めます。井出厚生大臣。

〔國務大臣井出正一君登壇、拍手〕  
○國務大臣(井出正一君) 国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険制度における低所得者層の増加、小規模保険者の増加及び老人保健制度における老人加入率の上限を上回る保険者数の増加等を踏まえ、国民健康保険制度において、保険税の減額制度の拡充、平成八年度までの暫定対策による制度運営の安定化を図るとともに、老人保健制度の安定を図るために老人医療費拠出金制度の所要の見直しを行おうとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申しあげます。

第一に、国民健康保険制度の改正として、ま

ず、低所得者層の増加に対応し、保険税負担の一層の公平化を図るため、被保険者数に応じ、または一世帯ごとに定額を課税する収益保険税の割合の高い保険者について、新たな保険税の減額制度を創設することといたします。

次に、事業運営の不安定な小規模保険者の増加に対応するため、高額な医療費を共同で負担する

事業を法律上の制度として位置づけることとしておりま

す。

また、低所得者が多い等により保険料負担が過

重となっている保険者に対する財政安定化の措置及び保険料の減額分を一般会計から補てんする保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置について、いずれも平成八年度まで延長することとしております。

このほか、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、精神保健法に基づく措置入院等について被保険者資格に係る住所地主義の特例を設けることとしております。

第二に、老人保健制度の改正として、老人医療費拠出金の算定に係る医療保険各保険者の老人加入率の上下限措置につきまして、この老人加入率の上限を超える保険者数が著しく増加してきた状況等を踏まえ、上下限の段階的な引き上げを行うこととともに、老人保健制度を支える医療各保険者の運営基盤が揺らぐことのないよう

保険各保険者の運営基盤が揺らぐことのないよう

にするための特別調整措置の実施、公費負担が五割となっている医療等の対象の拡大を行うこととしております。

なお、政府は、この法律の施行後二年以内を目

途として、老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものといたします。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を

除き、平成七年四月一日からとしております。

以上がこの法律案の趣旨でござります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

木暮山人君

〔木暮山人君登壇、拍手〕

○木暮山人君 私は、平成会を代表いたしまし

て、国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、村山総理大臣、井出厚生大臣に質問

いたします。

国民健康保険は、言うまでもなく、我が国の国

民皆保険体制の基盤をなす制度であります。そし

て、医療保険制度の長期的安定のためには、国民健康保険制度及び老人保健制度の抜本的改革が必要です。

今回の制度改正により、高齢者や低所得者の加入割合が高い、あるいは小規模保険者が多いなど、多くの構造上の問題点を抱える国民健康保険の問題の抜本改革が図られるものと期待しております。しかるに、その内容を見ると、極めて限られた改正にとどまっていると言わざるを得ません。

振り返ってみますに、国民健康保険制度は、これまで暫定に次ぐ暫定の繰り返しで、抜本的改革を今日まで先送りしてまいりました。しかし、今後の高齢社会を見込むと、国保の財政基盤の問題の抜本改革が図られるものと期待しております。したがって、その内容を見ると、極めて限られた改正にとどまっていると言わざるを得ません。

これまで暫定に次ぐ暫定の繰り返しで、抜本的改革を今日まで先送りしてまいりました。しかし、今後の高齢社会を見込むと、国保の財政基盤の問題の抜本改革が図られるものと期待しております。したがって、その内容を見ると、極めて限られた改正にとどまっていると言わざるを得ません。

本的認識をお持ちでありますか。そして、制度の抜本改革が呼ばれて久しいにもかかわらず、今日再びこれが実現できなかった理由はどこにあるか、お聞かせいただきたいと存じます。

さて、二十一世紀の本格的高齢社会に向けまして良質かつ適切なる医療を安定的かつ効率的に確保していくためには、医療保険制度全般の改革、なからずく医療保険制度における給付と負担の公平化並びに新たな介護システムの構築が急務であります。

特に、政府が検討を開始されている介護保険の創設は、老人保健制度はもちろん、医療保険、年金、さらには現行の措置を中心とする社会福祉制度に大きな影響を与えるものであると考えます。既に老人保健福祉審議会において審議が始まっていますが、老人保健福祉審議会にいると伺っておりますが、老人保健福祉審議会に

いると伺っておりますが、老人保健福祉審議会に限らず、社会保障制度全般にわたる幅広い角度か

らの検討が必要であり、また、国民に対する情報公開とその理解を求める努力が肝要と考えますが、総理並びに厚生大臣の見解を求めます。

以下、今回の改正内容について具体的にお伺いいたします。

もとより、改正の基本的な方向に対しまして意見を異にするものではありません。しかし、苦しい財政状況の市町村に負担を強いる暫定措置の延長等、幾つかの問題を抱えている点も否定できません。これから指摘していきたいと思います。

まず、健康保険制度についてであります。

第一に、保険基盤安定制度の特例措置の延長についてであります。

保険基盤安定制度の特例は、平成五年度及び六

年度の二年限りの措置のはずであります。しかるに、今回この定額措置を継続しようとなさるのは、いかなる理由からでありますか。また、その

ため国庫負担縮額は、平成七年、四百五十三億円にも上ります。この継続措置により市町村財政

が受けける影響は極めて大きいものであります。地方分権を掲げる村山内閣は、この負担増に対してもかかる措置を講ずるおつもりであります。

か、総理及び厚生大臣に、その御所見を承りたい

と思います。

第二に、保険料軽減制度の拡充についてであります。

今回の改正では、重くなっている中所得者層の負担を軽減すべく、保険税の応益・応能割の比率を五〇対五〇に近づけるための誘導策を講ずることとしております。しかし、政府案の軽減制度拡充によっても負担増となる低所得者は確実に存在いたします。特に平成七年度は現行の四割軽減、六割軽減の対象者は、応益負担の引き上げにより、これまでより負担増となる可能性が極めて高いわけであります。

「人たやさしい政治」を政治信条とされる総理及

び厚生大臣は、この点についてどのようにお考えになり、どのような御配慮をなさるおつもりか、お伺いしたいと思います。

第三は、小規模保険者問題であります。

保険者規模が小さければ財政運営の不確実性が増大するのは自明のことであります。そこで私は、国保制度においても、新しく創設された広域連合の考え方を参考にする余地があるのではないかと考へておきます。

確かに、保険者の適正規模等難しい点が残っています。

おのれは承知しておりますが、広域連合の積極的活用あるいは経営主体の広域化について、総理及び厚生大臣に率直な御所見を承りたいと存じます。

また、小規模市町村では、国保事務を担当する職員が少なく、保健事業等の事務が大変であると聞いております。そのためいかなる措置を講ずるおつもりか、あわせてお伺いいたします。

第四に、医療費適正化対策についてであります。冒頭申し上げましたように、老人保健制度は介護保険制度の創設によって大きな影響を受けることは確実であります。政府は、公的介護保険制度創設後の老人保健制度の姿についてどのようなイメージを抱いておられるのか、厚生大臣の御所見を承りたいと思います。

さらに、現在の老人医療の公費負担の状況を考

えれば、介護保険に対しても当然五割以上の公費

が投入されるべきと考えますが、いかがでありますか。

最後に、国保及び市町村における保健事業の推進についてお伺いいたします。

この格差を是正するための医療費適正化

対策について、地域の実情をしんしゃくしつつ推進進めることができます。厚生大臣の御所見をお承りしたいと存じます。

次に、老人保健制度についてお伺いします。

第一に、老人加入率上限の改定についてであります。

老人加入率上限二〇%を上回る保険者が平成七

年度で五割近くに達すると推測されております。

今回の改正で、老人加入率の上限は平成七年度二

二%、八年度以降二四%から二六%までで政令で定めるものとされております。しかし、それでも全保険者の四割前後が上限を超えると予想されおりまます。原則である全保険者の三%以内という限の目安が今日も妥当とお考えか、厚生大臣の御所見を賜りたいと思います。

第二に、老人保健制度と介護保険制度との関連についてであります。冒頭申し上げましたように、老人保健制度は介護保険制度の創設によって大きな影響を受けることは確実であります。政府は、公的介護保険制度創設後の老人保健制度の姿についてどのようなイメージを抱いておられるのか、厚生大臣の御所見を承りたいと思います。

さらに、現在の老人医療の公費負担の状況を考えれば、介護保険に対しても当然五割以上の公費が投入されるべきと考えますが、いかがでありますか。

最後に、国保及び市町村における保健事業の推進についてお伺いいたします。

この格差を是正するための医療費適正化

対策について、地域の実情をしんしゃくしつつ推進進めることができます。厚生大臣の御所見をお承りしたいと存じます。

次に、老人保健制度についてお伺いします。

第一に、老人加入率上限の改定についてであります。

老人加入率上限二〇%を上回る保険者が平成七

年度で五割近くに達すると推測されております。

今回の改正で、老人加入率の上限は平成七年度二

二%、八年度以降二四%から二六%までで政令で

定めるものとされております。しかし、それでも全保険者の四割前後が上限を超えると予想されおりまます。原則である全保険者の三%以内という限の目安が今日も妥当とお考えか、厚生大臣の御所見を賜りたいと思います。

なお、積極的な展開が期待される市町村保健事業の中でも、これまで歯科の保健事業はともすれば後手に回ってまいりました。しかし、高齢期に至るまで健康な歯を保つことは、おいしい物をよく味わって食べ、思い切り話し、笑うことができることなど、クオリティ・オブ・ライフの向上の根柢をなす課題であります。

政府はこの実態をどう認識しておられるか、また、全保険者の三%以内という制度発足以来の上限の目安が今日も妥当とお考えか、厚生大臣の御所見を賜りたいと思います。

第二に、老人保健制度と介護保険制度との関連についてであります。冒頭申し上げましたように、老人保健制度は介護保険制度の創設によって大きな影響を受けることは確実であります。政府は、公的介護保険制度創設後の老人保健制度の姿についてどのようなイメージを抱いておられるのか、厚生大臣の御所見を承りたいと思います。

さらに、現在の老人医療の公費負担の状況を考えれば、介護保険に対しても当然五割以上の公費が投入されるべきと考えますが、いかがでありますか。

最後に、国保及び市町村における保健事業の推進についてお伺いいたします。

この格差を是正するための医療費適正化

対策について、地域の実情をしんしゃくしつつ推進進めることができます。厚生大臣の御所見をお承りしたいと存じます。

あわせて、昨年十一月に策定されました新ゴーリドプランにおきましても、歯科保健を要援護高齢者の自立支援策の総合的実施の中に位置づける次第であります。(拍手)

以上、総理及び厚生大臣の率直なる答弁を求めて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

大蔵の御所見をお伺いしたいと思います。

あわせて、昨年十一月に策定されました新ゴーリドプランにおきましても、歯科保健を要援護高齢者の自立支援策の総合的実施の中に位置づけています。私は質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

こうした観点から、歯科保健事業のあり方、位置づけを根本的に見直し、抜本的拡充を図る時期を迎えているように思われますが、総理及び厚生大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

これまで歯科の保健事業はともすれば後手に回ってまいりました。しかし、高齢期に至るまで健康な歯を保つことは、おいしい物をよく味わって食べ、思い切り話し、笑うことができることなど、クオリティ・オブ・ライフの向上の根柢をなす課題であります。

業の中でも、これまで歯科の保健事業はともすれば後手に回ってまいりました。しかし、高齢期に至るまで健康な歯を保つことは、おいしい物をよく味わって食べ、思い切り話し、笑うことができることなど、クオリティ・オブ・ライフの向上の根柢をなす課題であります。

今後、医療保険制度の全体のあり方について幅広い観点から論議を行っていく中で、国保制度についてもより抜本的な見直しが図られるよう努め

官 報 (号 外)

てまいる所存でござります。

次に、新しい高齢者介護システムの検討についてのお尋ねであります。高齢者介護の問題は社会保障の各分野にまたがる幅広い課題であり、新介護システムの検討に当たりましては、社会保障制度全般にわたって総合的に検討を進めていく必要があると考えております。

また、高齢者介護の問題は国民生活に非常に密接に関連をする問題であり、新介護システムの検討に当たりましては、必要な情報の公開に努めるとともに、広く関係各方面の御意見を伺うことによりてまいりたいと考えているところでござります。

市町村保険者においては、このような改正の趣旨を踏まえつつ、応益保険料の割合を決定していくなどから現実問題としては大変難しい面がある」と考えておりますが、今後、国民健康保険制度の抜本的見直しの中さらには検討してまいりたいと考えております。

次に、小規模保険者対策についてのお尋ねであります。広域連合の活用、経営主体の広域化につきましては、保険者ごとに保険料格差があることなどから現実問題としては大変難しい面がある」と考えておりますが、今後、国民健康保険制度の抜本的見直しの中さらには検討してまいりたいと考えております。

また、小規模保険者の事務処理の支援につきま

まず、新しい高齢者介護システムの検討についてのお尋ねであります。御指摘のように、高齢者介護の問題は、保健、医療、福祉、年金等社会全体の各分野にまたがる幅広い課題であります。そこで、新介護システムの検討に当たっては、老人福祉制度や老人保健制度について見直しが必要となるほか、医療保険制度等関連する諸制度についても影響が大きいものと考えられ、社会保障制度全般にわたって総合的に検討を進めていく必要があると考えております。

新介護システムについては、本年二月より老人保健福祉審議会において議論を開始したところですがあります。

う配慮する必要があると考えております。では、応益保険料の割合が五〇%に近い保険者について、現行の六割、四割軽減割合を七割、五割に高めるなどの配慮を行うこととしております。

また、応益割合が著しく低い市町村においては、相対的に低所得者の保険料水準も低く、こうした市町村において、応益割合を引き上げたとしても、保険料負担の公平の観点から見て、低所得者に対する過重な負担となることはないものと考えております。

応益割合の決定につきましては、今回の改正は、その引き上げを強制する趣旨のものではなく、現実には、市町村においてこれらの改正の趣

市町村保険者においては、このような改正の趣

お答えをいたします。

う況頗る必要があるに對してゐる、往々の教科

しかしながら、今回の改正では、市町村の負担が現在よりも増大しないよう国庫負担額を増額することとしており、また、市町村が負担することとなる額につきましても全額地方財政措置を行うこととしているところでござりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、保険料軽減制度の拡充についてのお尋ねであります。が、国民健康保険制度におきましては、中間所得者層の負担が過重となっているということから、その負担軽減を図るため、定額の保険料である応益保険料の割合を高くすることが保険料負担の公平化の観点から望ましいと考えております。その際、低所得者の負担が過重とならないよう、応益保険料の割合が五〇%に近い保険者について保険料軽減制度の拡充を図ることとしたものでございます。

身機能の維持回復という観点から重要であるという認識をいたしております。

このため、平成七年度から新たに老人保健事業の一環として歯周疾患検診を四十歳及び五十歳の節目の年に実施することとしたところでござります。この歯周疾患検診は、御指摘の新ゴールドプランにおける高齢者の健康自立支援策の一つと位置づけることができるものと考えております。

今後の歯科保健事業への取り組みにつきましては、歯周疾患検診の実施状況も見ながらさらに検討してまいる所存でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。

以上です。（拍手）

〔國務大臣井出正一君登壇、拍手〕

○國務大臣井出正一君 木暮議員の御質問にお

されてきた国庫負担の定額措置の継続は、今回の改正が国民健康保険制度が抱える構造的な問題に 対応するため当面必要とされる措置を講じるものであり、また、国の財政が厳しい状況にあること等から行うものであります。

なお、今回の改正では、五年度、六年度それぞれ百億円ありました国庫負担額を、七年度は百七十億円、八年度は二百四十億円に増額することとし、市町村の負担が増大しないよう配慮しております。また、市町村が負担することとなる額についても全額地方財政措置を行い、市町村の国保制度の運営に支障を生じないよう配慮しているところでございます。

次に、保険料軽減制度の拡充についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、応益割合の引き上げに伴い低所得者の負担が過重とならないよ

また、広域連合の積極的活用や保険者規模の広域化については、保険者ごとに保険料格差があることなどから、現実問題としては大変難しい面があります。しかしながら、小規模保険者に係る構造的問題の解決を図ることは極めて重要な課題と考えております。医療保険審議会における議論等を踏まえつつ、国民健康保険制度の抜本的見直しの中でさらに検討を重ねてまいる所存であります。

また、小規模保険者の事務処理支援につきましては、保険者が保健事業や医療費適正化対策等を講じるに際して、事業運営に困難な状況が生じていることから、都道府県単位の保険者の共同組織である国民健康保険団体連合会及びその全国組織である国民健康保険中央会の保険者支援に係る法規定の整備を図り、これにより小規模保険者に対

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。

制度の運営に支障を生じないよう配慮しているところです。

講じるに際して、事業運営に困難な状況が生じて  
いることから、都道府県単位の保険者の共同組織  
である国民健康保険団体連合会及びその全国組織

平成七年三月二十四日 参議院会議録第十四号

### 国民健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

説明( )

三

する支援の強化に努めでまいる所存であります。次に、医療費適正化についてのお尋ねでございますが、現在、著しく医療費が高い市町村については、基準を超える医療費の一一定部分を国、都道府県、市町村が共同で負担する措置である基準超過医療費共同負担制度を実施しているところであります。

今回の制度改革では、その一環として、この制度に係る基準の見直しを行い、極端に医療費の高い市町村については一層の医療費適正化のための努力を促すこととしております。

また、医療費適正化対策としては、この制度の活用のほか、医療機関に対する指導監査体制の強化、保険者によるレセプト点検の充実、健康診査等の保健事業の充実等を一層推進していく必要があると考えております。

さるに、入院医療費については、住みなれた家庭、地域での療養が可能となるよう新ゴールドプランや在宅医療を着実に推進し、適正化に努めてまいり所存でございます。

次に、老人加入率の上限についてのお尋ねであります。昨年十一月九日の老人保健福祉審議会意見提出申中にも述べられているとおり、高齢化の進展により上限に該当する保険者が増加していること等にかんかみ、その引き上げは避けられないものと考えております。

ただ、今回の改定では、拠出金制度のあり方についてさまざまな意見があることから、三年以内にこれを基本的に見直すことを前提として、老人加入率の上限を、その該当保険者の割合が法定的につけることとしております。

具体的には、改正案では、平成七年度においては二二%、平成八年度以降、老人医療拠出金の

算定方法に関する基本的検討に基づく措置が講じられるまでの間においては二四%から二六%までの一間で政令で定める割合とし、段階的に上限を引き上げることとしているところでございます。

次に、老人保健制度と公的介護制度との関連についてのお尋ねですが、新しい高齢者介護システムについては検討が始まつたばかりであります。しかしながら、新制度創設後の老人保健制度がどうなるかは極めて重要な問題であり、今後、老人保健福祉審議会における議論の推移を見ながら、関係者の意見も十分踏まえて、老人保健制度のあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

続いて、国民健康保険における保健事業についてのお尋ねでございますが、國保被保険者の健康維持増進、さらには中長期的な医療費適正化の観点からも、保健事業は大変重要な役割を果たしております。

そこで、今後一層の拡充に努める必要があると考へております。このため、地域の実情に応じた保健事業を支援するため一定の国庫助成を行っており、高齢者の自立には歯の健康も重要な要素であり、この歯周疾患検診は新ゴールドプランにおける高齢者の健康自立支援策の一つと位置づけることができるものと考えております。

また、國保被保険者の行う保健事業は、直接は被保険者の健康の維持増進を図ることを目的としたものであります。地方公共団体の行うほかの保健・福祉施策と密接な関係を有するものであります。また、地域保健、地域福祉の向上のため、これらを積極的に支援していくとともに、互いに十分連携をとりながら効率的な事業展開を行うことが望ましいものと考えております。

最後に、歯科保健事業についてのお尋ねであります。しかし、高齢者の口腔衛生は心身機能の維持回復という観点から重要な問題と考えており、從来から老人保健法に基づく保健事業においても歯の健

康教育、健康相談や訪問口腔衛生指導を推進しているところであります。さらに、平成七年度からは、歯周疾患検診を総合健康診査の一環として、四十歳及び五十歳の節目の時期に実施することとしたところであります。

御指摘の歯科保健事業の取り扱いについては、まずこの歯周疾患検診の実施状況等を見た上で、保健事業の中でどのように取り組んでいか検討してまいりたいと考えております。

また、新ゴールドプランにおいては、基本理念の一つとして、個々人の意思を尊重した利用者本位の質の高いサービス提供を通じ、高齢者の自立を支援することを掲げているところであります。

高齢者の自立には歯の健康も重要な要素であり、この歯周疾患検診は新ゴールドプランにおける高齢者の健康自立支援策の一つと位置づけることができるものと考えております。

今後とも歯科保健対策を含めた高齢者の自立支援策について積極的に取り組んでまいり所存であります。

以上でござります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 通半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員のうち青木芳朗君、中央更生保護審査会委員及び漁港審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することになりました。

○議長(原文兵衛君) 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもつていずれも同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員のうち都甲泰正君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員のうち都甲泰正君の任命について採決をいたします。



〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに不動産取得税の非課税措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りま

す。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君)　これより採決をいたします。

○議長(原文兵衛君)　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	横尾 和伸君	議長 原文兵衛君
都築 譲君	副議長 赤桐 操君	
紀平	山崎 順子君	
悌子君	荒木 清寛君	
武田	節子君	

横尾 和伸君	荒木 清寛君
都築 譲君	赤桐 操君
紀平	山崎 順子君
悌子君	荒木 清寛君

大浜	竹山 永田 青木	浦田 前島英三郎君	西岡瑞穂子君	井上 黒柳	足立 片上	山下 泉
方栄君	良雄君 幹雄君	須藤良太郎君	清水嘉与子君	及川 中村	和田 公人君	浜四津敏子君
	勝君	一宇君	鎌田 清元君	大久保直彦君	教美君	信也君

増岡	岡野 増岡	下稻葉耕吉君	石井 合馬	西田 成瀬	河本 笠原	中西 高桑	牛嶋 木暮	中川 猪熊	長谷川 鈴宮	寺澤 芳男君
康治君	裕君	道子君	矢野 上野	狩野 井上	鈴木 椎名	吉田 矢原	牛嶋 正君	寺崎 昭久君	釣宮 銀君	磐君
		哲朗君	成瀬	永野 井上	鶴岡 喜美君	吉田 勝木	木暮 正君	昭久君		

深田	前畑 岩本 大脇 今井	栗原 角田 嘉岡 竹山	伊江 井上	松浦 大木	志村 松井	中曾根弘文君	河本 三郎君	河本 三郎君	吉川 吉川	吉川 吉川
幸子君	久人君 利和君	君子君 義一君	吉夫君 浩君	松浦 光弘君	和彦君 功君	和彦君	久江君	久江君	正昭君	芳男君
	雅子君 達君	淳君 敦君	吉夫君 朝雄君	吉夫君	吉夫君	吉夫君	英三郎君	英三郎君	安正君	智治君

谷本	日下部裕代子君	種田 村田 川橋	峰崎 谷崎	板垣 斎藤	倉田 久世	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	岡崎 岩崎	岡崎 岩崎
巖君	誠君	誠君 直樹君	眞弓君	斎藤 真弓君	斎藤 静雄君	利定君	利定君	利定君	正昭君	芳男君
					茂門君	秀夫君	秀夫君	秀夫君	安正君	智治君

厚生大臣	内閣総理大臣	國務大臣	上田耕一郎君	瀬谷 佐藤 有働	吉岡 乾	田 林 小島	大森 鈴木	浜本 青木	久保田 稲村	千葉 菅野
大臣	大臣	大臣	正一君	聽濱 弘君	正和君	粟森 野別	昭君	万三君	真苗君	景子君
				吉典君	晴美君	北村 島袋	大島 道子君	薪次君	稔夫君	穎子君

井出	武村 村山 富市君	立木 磯村	久保 安永	吉川 春子君	猪木 吉川	清水 清水	稻村 渡辺	久保田 渡辺	千葉 菅野	菅野 年子君
正一君	正義君	修君 洋君	敬義君	喜屋武	喜屋武	澄子君	穎子君	真苗君	穎子君	泰子君
			教君	眞榮君	眞榮君	至君	穎子君	穎子君	穎子君	年子君

官 報 (号 外)



第五十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

第五十九条中「三万円」を「五万円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第一条 この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下この条において「新法」という。)第十条第四項、

第十二条第四項及び第十三条の二第四項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十条第二項、第十二条第二項及び第十三条の二第二項の規定による変更の許可の申請をする許可使用者、販売業者、販賣業者及び廃棄業者について適用し、同日前にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第一項、第十二条第二項及び第十三条の二第二項の規定による変更の許可の申請をした許可使用者、販売業者及び廃棄業者については、なお以前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお以前の例による。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第四条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第

四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「販売」の下に「及び賃貸」を加える。

#### 審査報告書

悪臭防止法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月二十四日

参議院議長 原 文兵衛殿  
環境特別委員長 篠崎 年子

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における悪臭の実態的に対応するため、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を都道府県知事が定めることができることとともに、悪臭の防止に関する国、地方公共団体及び国民の責務を定める等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

##### 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 悪臭防止法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年三月十日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 河野 洋平

#### 悪臭防止法の一部を改正する法律案

#### 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第三章

第四章 罰則(第十九条 第二十一条 第二十二条)

第五章 罚則(第三章 第四章 第五章 第二十三条 第二十五条)

第六章 罰則(第十四条 第十九条 第二十二条)

第七章 罰則(第十四条 第二十二条)

第八章 罰則(第十四条 第二十二条)

第九章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十一章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十二章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十三章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十四章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十五章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十六章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十七章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十八章 罰則(第十四条 第二十二条)

第十九章 罰則(第十四条 第二十二条)

第二十章 罰則(第十四条 第二十二条)

第二十一章 罰則(第十四条 第二十二条)

第二十二章 罰則(第十四条 第二十二条)

第二十三章 罰則(第十四条 第二十二条)

第二十四章 罰則(第十四条 第二十二条)

第二十五章 罰則(第十四条 第二十二条)

水に係る悪臭の程度に関する値であつて、総理府令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで气体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

##### 度(排出气体の臭氣指數及び流量を基礎とし

て算定される値をいう。)又は排出气体の臭氣指數の許容限度として定めること。

##### 三、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である水で当該事業場から排出さ

れるものの当該事業場の敷地の境界線の地

表における規制基準 総理府令で定める範囲

内において、大気の臭氣指數の許容限度とし

て定めること。

##### 一、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である气体で当該事業場から排出

されるものの当該事業場の敷地の境界線の地

表における規制基準 総理府令で定める範囲

内において、大気の臭氣指數の許容限度とし

て定めること。

##### 二、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である气体で当該事業場の煙突そ

の他の气体排出施設から排出されるものの当

該施設の排出口における規制基準 前号の許

容限度を基礎として、総理府令で定める方法

により、排出口の高さに応じて、臭氣排出強

度(排出气体の臭氣指數及び流量を基礎とし

て算定される値をいう。)又は排出气体の臭氣

指數の許容限度として定めること。

##### 三、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である水で当該事業場から排出さ

れるものの当該事業場の敷地の境界線の地

表における規制基準 総理府令で定める範囲

内において、大気の臭氣指數の許容限度とし

て定めること。

##### 一、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である气体で当該事業場から排出

されるものの当該事業場の敷地の境界線の地

表における規制基準 総理府令で定める範囲

内において、大気の臭氣指數の許容限度とし

て定めること。

##### 二、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である气体で当該事業場の煙突そ

の他の气体排出施設から排出されるものの当

該施設の排出口における規制基準 前号の許

容限度を基礎として、総理府令で定める方法

により、排出口の高さに応じて、臭氣排出強

度(排出气体の臭氣指數及び流量を基礎とし

て算定される値をいう。)又は排出气体の臭氣

指數の許容限度として定めること。

##### 三、事業場における事業活動に伴つて発生する

悪臭原因物である水で当該事業場から排出さ

れるものの当該事業場の敷地の境界線の地

表における規制基準 総理府令で定める範囲

内において、大気の臭氣指數の許容限度とし

て定めること。

第五十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

第五十九条中「三万円」を「五万円」に改める。

第六十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第六十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第七十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第八十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第九十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百一十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百二十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百三十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百四十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十二条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十三条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十四条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十五条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十六条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十七条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十八条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百五十九条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十一条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。

第一百六十ニニニニニニニニニニニニ条第一項中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改める。



阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法等の特例(第三条―第十六条)

第三章 法人税法等の特例(第十七条―第二十一条)

第四章 相続税法等の特例(第二十九条―第三十三条)

第五章 地価税法の特例(第三十二条―第三十一条)

第六章 登録免許税法等の特例(第三十七条・六条)

第七章 消費税法の特例(第三十九条・第四十条)

第八章 印紙税法の特例(第四十一条)

第九章 災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の特例(第四十二条)

第十章 關稅法等の特例(第四十三条―第四十六条)

附則

第二条第一項第四号中「事業所得の金額」を「不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の

金額」に、「所得税法第二十七条第二項」を「それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 棚卸資産 所得税法第一条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。

二 条第一項に次の二号を加える。

六 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。

七 国内 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。

第二条第二項中「第四章」を「第十章」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の三項を加える。

2 第三条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

三 中間申告書 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書をいう。

四 確定申告書 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

五 減価償却資産 法人税法第二条第二十四条に規定する減価償却資産をいう。

六 棚卸資産 法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産をいう。

九 欠損金額 法人税法第二条第一十号に規定する欠損金額をいう。

十 還付加算金 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

十一 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。

三 第五章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地等 地価税法(平成三年法律第六十九号)第一条第一号に規定する土地等をいう。

二 建物 地価税法第二条第九号に規定する建物をいう。

三 課税時期 地価税法第一条第四号に規定する課税時期をいう。

四 借地権等 地価税法第二条第一号に規定する借地権等をいう。

4 第七章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。

二 課税期間 消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。

三 第二章 所得税法の特例」を「第二章 所得税法等の特例」に改める。

第四条第一項中「所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。」を削り、「同法」を「所得税法」に改める。

二 第二章に次の十条を加える。

(財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例)

第七条 相税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第四項第一号ハ若しくはハ、同項第一号ハ若しくは二又は同項第三号ハ若しくは二に定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であって、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間に生じたものであるとき(当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものであることにつき大蔵省令で定めるところによれば、当該税務署長から交付を受けた当該確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る租税特別措置法第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出出した場合に限る。)における同条第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。

2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号若しくはハ、同項第二号ロ若しくはハ又は同

## (号外) 報官

項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間に生じたものであるとき(当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであることにつき大蔵省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該労働者財産形成年金貯蓄契約に係る租税特別措置法第四条の三第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る。)における同条第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実に該当しないものとみなす。

(最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税等の適用期限の特例)

第八条 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(平成七年法律第四十二号)第二条に規定する株式会社については、租税特別措置法第九条の第一項中「株式会社」とあるのは「株式会社(阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(平成七年法律第四十二号)第二条に規定する株式会社に限る。)」と、「平成八年三月三十一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」として、同条の規定を適用する。

2 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律第二条に規定する有限会社については、租税特別措置法第九条の四第一項中「有限会社の社員」とあるのは「有限会社(阪神・淡路大震災に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一一部を改正する法律案)の社員」と、「平成八年三月三十一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」として、同条の規定を適用する。

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第九条 個人が、平成七年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に、特定住宅被災市町村(阪神・淡路大震災により被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。)において平成七年四月一日以後に新築された賃貸住宅のうち阪神・淡路大震災の被災者に賃貸される優良な賃貸住宅として政令で定めるもの(以下この条において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該被災者向け優良賃貸住宅(租税特別措置法第十四条の規定の適用を受けるものを除く。)に係る償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその合計額とする。

2 前項の規定は、租税特別措置法第二十八条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十三條の三第二項、第三十七条第一項又は第三十七条の五第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又是記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

(被災代替資産等の特別償却)

第十条 個人が、平成七年一月十七日から平成十一年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附

屬設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項に七十年に相当する金額とする。)をして、これを当該個人の事業の用(機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。)に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(阪神・淡路大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的にした土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用(機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。)に供した場合は、その用に供した日の属する年ににおける当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産(前条の規定又は租税特別措置法第十一一条から第十六条までの規定その他政令で定める規定の適用を受けるもの)を除く。以下この条において「被災代替資産等」という。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の中欄に掲げる割合(当該個人が租税特別措置法第十条第三項に規定する中小企業者に該当する個人である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額との合計額とする。

資産	割合	資産	割合
建物又は構築物(増築された建物又は構築物のその増築された部分を含む)でその建設の後用に供されたことのないもの	百分の十五(平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得等をしたも)	建物又は構築物(増築され	百分の十五(平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得等をしたも)
機械及び装置でその製作の後用に供されたことのないもの	百分の三十(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたも)	機械及び装置でその製作の後用に供されたことのないもの	百分の三十(平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に取得等をしたも)
(四)百分の三十六(平成十年四月一日までの間に取得等をしたも)	百分の三十六(平成十年四月一日までの間に取得等をしたも)	百分の三十六(平成十年四月一日までの間に取得等をしたも)	百分の三十六(平成十年四月一日までの間に取得等をしたも)

えて支払われたと認められる場合には、適用しない。

(被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例)

第十二条 個人が、その有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条及び

3 秋原署長は確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は既報告(既に提出すべきないのに提出してしまった)は

むを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適

4 第一項の規定の適用を受ける同項に規定する  
換地処分による土地等の譲渡については、租税  
特例措置法第三条の三及び第三条の三の二

5 個人の有する土地又は土地の上に存する権利 第一項の規定は、適用しない。

で特定被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は

地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住

宅又は同様第二項に規定する住宅等を取得したときにおける租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当

平成七年三月二十四日 参議院会議録第十四号

阪神・淡路大地震の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

平成七年三月二十四日 参議院会議録第十四号

該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は同条第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡(所得税法第三十三条规定第一項に規定)された建物又は構築物の所有目的とする地上権を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項及び第十四条において同じ)、相続(限定期間に係るものに限る。同条第七項において同じ)、遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括贈与のうち限定期間に係るものに限る。同項において同じ)又は贈与(法人に対するものに限る。同項において同じ)があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等(以下この項において「譲渡土地等」という。)の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をそ

の取得に要した金額(以下この条及び第十四条において「取得価額」という。)とする。

1 譲渡土地等の取得価額及び改良費の額の合計額(以下この項において「取得価額等」という。)(当該譲渡土地等の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項に規定する保留地の対価を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。)

## 二 譲渡土地等とともに清算金を支出して代替

住宅等を取得した場合には、当該清算金の額

## 三 代替住宅等を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

7 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

8 第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第二章第四節第六款から第八款までの規定との調整その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(被災市街地復興地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第十三条 個人の有する土地等で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第三十三条第一項第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第三十三条の四から第三十三条の六までの規定を適用する。

1 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が特定被災市街地復興推進地域において施行する

被災市街地復興地区画整理事業で地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百九

三条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域(同法第一条第八

項に規定する施行区域をいう。)内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興

事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれららの者(土地開発公社を含む。)に買い取られ、対価を取得する場合(租税特別措置法第三

三条第一項第三号の三又は第三号の四に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号から第五号まで若しくは第八号、第三十三条の二第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当す

ることとなつた場合には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進区域内にあるものが次に掲げる場合に該当する場合、次に掲げる場合に該当する場合を除く。)に該当することとなつた場合には、次に掲げる

場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進区域内にあるものが前項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号に規定する保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保

留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

2 個人の有する土地等で特定被災市町村の区域内にあるものが、平成七年四月一日から平成九年三月三十日までの間に、地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合(これらの者がこれら

号に規定する保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

5 個人が、土地開発公社に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合

において、当該譲渡に係る土地等が住宅・都市整備公団が施行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第一号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

6 第一項又は第一項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所) 第一項又は第一項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項又は第一項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項から第七項までにおいて「買換資産」という。)の取得(建設及び製作を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。以降この条(同表を除く。)において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する区域内にある当該個人の事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その個人の事業の用。以下この条において同じ。)に供したとき(当該期間内に当該事業の用に供しなくなったときを除く。)、又は供する見込みであるときは、買換資産が平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の各号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項及び第七項において「後期買換資産」という。)でないもののうち同表の第一号から第三号までの下欄に掲げるものである場合にあっては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額とし、当該収入金額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとし、買換資産が後期買換資産でない買換資産(同表の第四号の下欄に掲げるものに限る。)又は後期買換資産である場合にあつては、当該譲渡による収入金額が当該買換資産

の取得価額以下であるときは当該譲渡に係る資産のうち当該収入金額の百分の八十(当該買換資産が同表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の六十)に相当する部分の譲渡があつたものとして政令で定めた額が当該取得価額を超えるときは当該譲渡に係る資産のうち当該取得価額の百分の八十(当該

買換資産が同表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の六十)に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十二条の二の規定により適用される場合を含む。)若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定を適用する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一 被災区域(第十条第一項に規定する被災区域をいう。以下この表において同じ。)に存する土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその他の権利(以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該個人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同年同月同日以後の相続による取得その他政令で定めるものを除く。)されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの	一 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表及び次号において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される土地の上に存する権利又はその他の権利(以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該個人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同年同月同日以後の相続による取得その他政令で定めるものを除く。)されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの
二 (国内に限る。以下この表において被災区域(国内に限る。以下この表において被災区域といふ。)内に存する権利又は構築物)を含む。次号において同じ。)がされたもの	二 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表及び次号において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される土地の上に存する権利又はその他の権利(以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該個人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同年同月同日以後の相続による取得その他政令で定めるものを除く。)されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの
三 被災区域外の区域内に存する権利又は構築物	三 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表及び次号において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される土地の上に存する権利又はその他の権利(以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該個人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同年同月同日以後の相続による取得その他政令で定めるものを除く。)されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの
四 被災区域外の区域内に存する権利又は構築物	四 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表及び次号において「土地等」という。)又は国内にある事業の用に供される土地の上に存する権利又はその他の権利(以下この表において同じ。)若しくは構築物で、当該個人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同年同月同日以後の相続による取得その他政令で定めるものを除く。)されたもの)を含む。次号において同じ。)がされたもの

2 前項の規定を適用する場合において、その年

中において取得をした買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 前二項の規定は、平成七年一月十七日から

平成十二年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内）に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした買換資産（政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「稅務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。）

5 租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第三項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。次項及び第七項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより稅務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をできるものとして、当該翌年の十一月三十一日後二年以内において当該稅務署長が認定した日までの期間内）に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「稅務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

七条第六項  
租税特別措置法第三十

第一項の規定の適用の適

用を

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十一条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十四条第一項において準用する第三十七条の三第三項において同一。）の規定の適用を

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において准用する第三十七条第七項

同法第十四条第一項の資産

第一項

、第七項

七条第七項及び第八項  
租税特別措置法第三十

、第七項

資産の取得価額等（取得価額並びに設備費

譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めあるときは、政令で定めるところにより計算された当該費用の金額を加算した金額）とする。次の各号に掲げる買換資産の区分に応じ、当該各号に定める金額（第一項の譲渡に要した費用による特例を認められないこととなつた者を提出し、又は第五項において準用する同条第三項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、

の取得価額を超える場合、当該譲渡をした後期買換資産でない買換資産で第一項の表の第一号から第三号までの下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれそれからハまでに定める金額（第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合、当該譲渡をした後期買換資産でない買換資産で第一項の表の第一号から第三号までの下欄に掲げる場合の区分に応じ、

及び改良費の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

口 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

ハ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうち当該収入金額の百分の二十に相当する金額に對応する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

ハ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

二 前号に掲げる買換資産以外の買換資産 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

二 前号に掲げる買換資産以外の買換資産 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうちその超える額及び当該買換資産が同項の表の第四号の下欄に掲げる後期買換資産である場合には、百分の四十。以下この号において同じ。)に相当する金額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額

ハ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この項において「交換譲渡資産」といいう。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項において「交換取得資産」といいう。)との交換(租税特別措置法第三十三条の規定による交換)に相当する交換その他の政令で定めた交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合当該交換に伴い交換差金交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下の項において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」といいう。)における第一項及び第二項の規定を第三項及び第四項において準用する場合を含む。)第六項並びに前項並びに第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第三項の規定の適用について

## 当する金額との合計額に相当する金額

ハ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうち当該収入金額の百分の二十に相当する金額に對応する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額にその満たない額を加算した金額に相当する金額

ハ 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

8 個人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この項において「交換譲渡資産」といいう。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項において「交換取得資産」といいう。)との交換(租税特別措置法第三十三条の規定による交換)に相当する交換その他の政令で定めた交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合当該交換に伴い交換差金交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下の項において同じ。)の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

9 第二項及び第五項から前項までに定めるもののはか、第一項(第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の譲渡をした資産が第一項の表又は租税特別措置法第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

2 次の表の各号の上欄に掲げる個人が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の上欄に掲げるこれらの資産の取得(当該各号の上欄に規定する期間に定める取得をいう。以下この項において同じ。)をすべき期間(その末日から当該期間を経過した日以後二年以内の日までにあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日が平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までにあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日までに政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、

2 次の表の各号の上欄に掲げる個人が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の上欄に規定する期間に定める取得をいう。以下この項において同じ。)をすべき期間(その末日から当該期間を経過した日以後二年以内の日までに政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該各号の中欄に掲げる期間の初日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の六から第三十七条の二まで及び第三十七条の五の規定を適用す

なつた場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが確実であると認められることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の

は、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産へ他資産との交換の場合にあっては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該個人が、

その交換の日において、同日における当該資産の価額をもって第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもって第一項の譲渡をしたものとみなす。

三 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額をもって第一項の譲渡をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の

3 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第一項において準用する同条第一項の規定の読み替えその他前二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の適用期間に係る特例)

第十六条 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等をして同項の定めるところにより居住者のその居住の用に供していた家屋が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合において、当該居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年(当該家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後五年間の各年に限る。)においてその者が当該住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額については、同項中「同日以後その年の十二月三十一日(その者)とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日。次項及び第三項において同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第二項及び第三項中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項の規定の適用を受けている居住者が死亡した場合には、その死亡した日)」として、同条の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受けている居住者が、同

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第二章の次に次の六章を加える。

受ける同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、当該住宅借入金等を含む。次号及

金等」とあるのは、「住宅借入金等(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

年(当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年を除く。)に係る同条の規定の適

項の居住の用に供することができなくなつた日以後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等をし、かつ、同項の定めるところにより居住の用に供した場合における当該

は同条の規定に係る同法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この条及び次条において「償却限度額」という。)は、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定(次項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には同条第一項に規定する政令で定める政令で定めるところにより計算した金額をいい、次項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には同条第一項に規定する政令で定める金額をいう。)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の五十(当該被災者向け優良賃住宅のうちその新築の時ににおいて法人税法の規定により定められている耐用年数が五年以上であるものについては、百分の七十)に相当する金額をいう。)との合計額(次項の規定により読み替えられた租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

下にこの条及び次条において「震災特例法」といふ。)第十七条第一項」と、同条第二項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」と、同条第三項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」とあるのは若しくは第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」として、同条の規定を適用する。

とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」と、同一条第三項中「又は第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで又は震災特例法第十七条第一項」として、同条の規定を適用する。

(被災代替資産等の特別償却)

十二年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(その附属設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の事業の用(機械及び装置にあっては貯付けの用を除く。)に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(阪神・淡路大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的

割	産	資
の間に平成五十六年までに平成二十一年までの間にいつては	の日までにいつては	の日から百分の三十五までにいつては

資産	一 建物又は構築物(増築され た分)のうち 構築物のその 建設の増築され たことの後 用に供された もの	二 機械及び装置で その製作の 用に供された ことの後 用に供された もの	三 百分の三十(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	四 百分の三十六(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	割合
資産	一 建物又は構築物(増築され た分)のうち 構築物のその 建設の増築され たことの後 用に供された もの	二 機械及び装置で その製作の 用に供された ことの後 用に供された もの	三 百分の三十(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	四 百分の三十六(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	割合
資産	一 建物又は構築物(増築され た分)のうち 構築物のその 建設の増築され たことの後 用に供された もの	二 機械及び装置で その製作の 用に供された ことの後 用に供された もの	三 百分の三十(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	四 百分の三十六(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	割合
資産	一 建物又は構築物(増築され た分)のうち 構築物のその 建設の増築され たことの後 用に供された もの	二 機械及び装置で その製作の 用に供された ことの後 用に供された もの	三 百分の三十(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	四 百分の三十六(平成十年四月 までの間には、 取得等をしたも の)までに平成 十二年三月三十 日から平成十三 年四月までの間 には、取得等を したも	割合

に事業の用に供される附屬施設の用に供される土地に付隨して一体的に使用される土地の区域において当該法人の事業の用(機械及び装備にあっては貸付けの用を除く。)に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産(前条の規定又は租税特別措置法第四十三条から第四十九条まで若しくはこれらとの規定に係る同法第五十二条の三第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額と特別償却限度額(当該被災代替資産等の取得価額に当該被災代替資産等の同表の各号の上欄に掲げる資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合(当該法人が、租税特別措置法第四十二条の第四項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。



官報(号外)

号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地  
等 被災市街地復興地区画整理事業

二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地  
等 都市再開発法による第二種市街地再開発事業

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第三章第六節第二款の規定との調整その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第十一条 法人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十日までの間に、その有する資産(棚卸資産を除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条及び次条において「買換資産」という。)の取得(建設及び製作を含むものとし、贈与、交換、出資その他政令で定めるものを除く。以下この条(同表を除く。)及び次条において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。)に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。次

条第二項において同じ。)、又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該買換資産が、同表の第四号の買換資産(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得したもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合

又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をしたもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合

譲渡資産	買換資産
一 被災区域(第十八条第一項に規定する被災区域をいう。以下この表において同じ。)である土地若しくはその土地の上に存する権利又は構築物(以下この表において同じ。)若しくはその土地の上に存する権利又は構築物で、当該法人により平成七年一月十七日前に取得(建設及び同一日以後の合併による取得で政令で定めるものを含む。次号において同じ。)されたもの)	国内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この表において土地等といふ。)とある事業の用に供される減価償却資産
二 (国内に限る。以下この表において同一。)内に於ける被災区域(被災区域である土地以外の土地の区域を含む。以下この表において被災区域といふ。)内に於ける土地等、建物又は構築物	国内に於ける土地(当該法人が平成七年一月十七日前に取得をし、現に有して同一の年に存する権利又はその土地の区域内に於ける事業の用に供される減価償却資産)
三 被災区域外の区域内に於ける土地等、建物又は構築物	被災区域外の区域内に於ける土地(当該法人が平成七年一月十七日前に取得をし、現に有して同一の年に存する権利又はその土地の区域内に於ける事業の用に供される減価償却資産)
四 被災区域外の区域内に於ける土地等、建物又は構築物	被災区域外の区域内に於ける土地(当該法人が平成七年一月十七日前に取得をし、現に有して同一の年に存する権利又はその土地の区域内に於ける事業の用に供される減価償却資産)
2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産(次項の規定により前項の規定の適用を受ける買換資産を含む。)のうちには、その土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げた計算した面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかるわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。	既成都市区城(近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区城をいう。次号において同じ。)以外の地域内に於ける被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内に於ける事業の用に供される減価償却資産
3 第一項に規定する場合において、当該法人がその有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常	既成都市区城内にある被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内に於ける事業の用に供される減価償却資産

一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき(当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日のいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなったときを除く)、又は供する見込みであるときは、当該法人は、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該買換資産に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

4 第一項の規定を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産の譲渡をした資産の譲渡に係る用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項の規定により買換資産とみなされた資産」とあるのは「震災特例法第二十一条第三項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける買換資産」と、同号口中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十二条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第二十条第一項」と読み替えるものとする。

5 租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について、それ準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」と

いう。)第二十条第四項」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定を受けた買換資産については、第十七条及び第十八条の規定は、適用しない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他これららの規定の適用を受ける旨の届出をした当該買換資産に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

8 租税特別措置法第六十五条の七第十項(第一号を除く。)の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項の規定により買換資産とみなされた資産」とあるのは「震災特例法第二十一条第三項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける買換資産」と、同号口中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十二条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第二十条第一項」と読み替えるものとする。

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第二十一条 法人が、平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間(同条第二

項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。

以下この条において「取得指定期間」といふ。)内に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。

この場合において、同項中「当該事業年内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「当該事業年内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る同表の各号の買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該各号の買換資産が、同表の第四号の買換資産(平成十年四月一日以後に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をする見込みのもの(以下この項において「後期の四号買換資産」という。)を除く。)である場合又は平成十年四月一日以後に譲渡をした同表の第一号から第三号までの上欄に掲げる資産に係るもので同日以後に取得をする見込みのものである場合は、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額とし、当該各号の買換資産が、後期の四号買換資産である場合は、当該計算した金額の百分の六十に相当する金額とする。)を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業

年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、取得指定期間内に同項の特別勘定に係る同条第一項の表の各号の買換資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する部分の金額として政令で定める金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合は、当該各号に定める金額は、その該当することは、当該各号に定める金額に算入された、当該各号に定める金額は、その該当するところとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

1 取得指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額(既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「特別勘定残額」という。)を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額





第七十二条(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の一第四項第三号中「をいう」とあるのは「に、当該事業年度の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この号において「震災特例法」という。)第二十四条第一項に規定する地殻災害に係る損失金額(その事業年度(法人税法第七十二条第一項の規定により同項に規定する期間が一定年度とみなされる場合のそのみなされる事業年度を除く。)において震災特例法第二十四条第二項に規定する仮決算の中間申告書の提出により同項の規定による還付をされる利子・配当等に係る所得税の額(還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。)がある場合には、当該還付をされる利子・配当等に係る所得税の額に相当する金額を控除した残額)を加算した金額をいう」と、法人税法第七十二条第一項第二号中「法人税の額」とあるのは「法人税の額並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この号において「震災特例法」という。)第二十四条第一項(利子・配当等に係る所得税額の還付)の規定により読み替えたれた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の二(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例)の規定により控除されるべき同条第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税額(同条第一項第二号に規定する繰越所得税額控除額控除限度超過額に該当するものを除く。)及び同条第一項第一号に規定する繰越所得税額控除

限度超過額、第六十八条第一項(所得税額の控除)の規定により控除されるべき同項に規定する所得税の額(同法第六十八条の一第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額(同法第六十八条の二の規定による控除をされるべき金額を除く。)並びに第六十九条第一項(外国税額の控除)の規定により控除されるべき同項に規定する所得税の額(同法第六十八条の二の規定による控除をするものとした場合に震災特例法第二十四条第一項の規定により読み替えたれた租税特別措置法第六十八条の二の規定による控除をされるべき金額で当該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額」と、同条第三項中「前節第二款」とあるのは「第四十条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入)中「の規定の適用」とあるのは「若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項(利子・配当等に係る所得税額の還付)の規定の適用」と、前節第一款」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条の規定による仮決算の中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の中間申告書に同条第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の中間申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

3 仮決算の中間申告書の提出により前項の規定による所得税の還付をされる法人の当該仮決算の中間申告書に係る事業年度における法人税法第六十八条の二の規定の適用については、法人税法第六十八条第一項第一号に規定する利子・配当等に係る所得税額(同条第一項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額に該当するものを除く。)及び同条第一項第一号に規定する繰越所得税額控除

税法第二十六条第一項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項(中間申告による所得税額の還付)の規定」と、同法第四十条中「場合には」とあるのは「場合(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項の規定による所得税額の還付)」には、「還付をされた場合を含む。」には「と、「還付をされた金額」とあるのは「還付をされる金額(同法第二十四条第二項の規定による還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。)」と、租税特別措置法第六十八条の二の規定による控除をされるべき金額(当該法人税の額から控除する所得税額の損失を受けた場合はその控除しきれなかつた金額)とあるのは「若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項(中間申告による所得税額の還付)の規定の適用」と、前節第一款」とする。

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書に係る提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當する日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

5 第一項の規定による還付金を仮決算の中間申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充當する場合には、その還付金の額(うちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の手続その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。)

6 前二項に定めるもののほか、第二項の還付の金額を付さないものとし、その充當される部分の手續その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十五条 租税特別措置法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた土地等(土地又は土地に存する権利をいう。以下この項において同じ。)の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同条第二十四条第二項の規定による還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。)と、租税特別措置法第六十八条の二の規定による控除をされるべき金額(当該事業年度において阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項(中間申告による所得税額の還付)の規定の適用」と、前節第一款」とする。

7 第二項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条の規定による仮決算の中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の中間申告書に同条第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の中間申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

8 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書に係る提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當する日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

9 法人が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第六十四条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産をこれらの規定に規定するこれらの資産の取得(これらの規定に定める取得をいう。以下

## 官報(号外)

この項において同じ。)をすべき期間(その末日が平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間にあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後一年以内の日で政令で定める日までの期間内にこれらの資産の取得をする見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該期間の初日から当該政令で定める日までの期間をこれらの規定に規定する期間とみなして、同法第六十四条の二及び第六十五条の八の規定を適用する。(中間申告書等の提出を要しない場合)

**第二十六条 阪神・淡路大震災に係る国税通則法第十二条の規定による申告に関する期限の延長**

により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合又は法人税法第二百二十二条による申告書(以下この条において「清算事業年度予納申告書」という。)の提出期限と当該清算事業年度予納申告書に係る同法第二百四条の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第七十一条本文(同法第二百四十五条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百二十二条第一項の規定にかかるわらず、当該中間申告書又は当該清算事業年度予納申告書を提出することを要しない。

(政令への委任)

**第二十七条 第二十条から第二十二条までの規定の適用がある場合における租税特別措置法の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。**

## (罰則)

**第二十八条 偽りその他不正の行為により、第二十三条第四項において準用する法人税法第八十一条第六項の規定による法人税の還付を受けた**

場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。第三項において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下

の罰金に処し、又はこれと併科する。

2 前項の還付を受けた法人税の額が五百萬円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えてその還付を受けた法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間によること。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 第四章 相続税法等の特例

(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)

**第二十九条 平成七年一月十六日以前に相続又は遺贈(贈与者の死亡)により効力を生ずる贈与を**

含む。以下この条及び第三十一条において同じ。)により財産を取得した者があり、かつ、当

該相続又は遺贈に係る相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十七日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与(贈与者

の死)により効力を生ずる贈与を除く。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)により取得した財産(平成六年一月一日から平成七年一月十六日までの間に取得したもので相続税法第十九条の規定の適用を受けるものに限る。)で同月十七日において所有していたもののうち

に、阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域(以下この項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二条又は租税特別措置法第六十九条の四第一項の規定にかかる

して政令で定めるものの金額とすることができる。

2 前項の規定は、平成七年一月十六日以前に民

法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続税の全部又は一部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈に係る相続税法第二十九条第一項又は第三十一条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十七日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部で同日においてその者が所有していたもののうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

3 個人が平成七年一月十七日から平成十年一月十六日までの間に相続若しくは遺贈により取得した財産又は当該個人が贈与により取得した財産(平成六年一月一日以後に取得したもので相続税法第十九条の規定の適用を受けるものに限る。)のうち、租税特別措置法第六十九条の四第二項に規定する土地等(当該相続又は遺贈に係る被相続人が平成七年一月十六日以前に取得したもので、かつ、当該個人が当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限(当該個人がこれらの申告書の提出期限前に死亡した場合においては、その死亡の日)において所有しているものに限る。)があるときは、当該特定土地等について、当該個人がこれら

あるときは、当該特定土地等については、当該個人(当該個人がこれらの申告書を提出しないで死亡した場合においては、その者の相続人(包括受遺者を含む。第三十一条において同

じ。)の選択により、租税特別措置法第六十九条の規定を適用しないことができる。

4 前項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、これらの申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)

第三十条 個人が平成六年一月一日から平成七年一月十六日までの間に贈与により取得した財産で同月十七日において所有していた財産のうちに、特定土地等又は特定株式等がある場合は、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格に算入すべき価額は、同法第二十

二条の規定にかかわらず、阪神・淡路大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額とすることができます。

2 前条第四項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「これらの規定に規定する申告書(これらの申告書)とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書(当該申告書)と、「これらの規定の」とあるのは「次条第一項の規定の」と、「これらの申告書の」とあるのは「当該申告書の」と読み替えるものとする。

(相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例)

第三十一条 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者の中に第二十九条第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が平成七年十月三十日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

2 同一の被相続人から遺贈により財産を取得したすべての者の中に第二十九条第二項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続人若しくはその者の相続人が相続税法第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する同法第二十七条规定により提出すべき申告書の提出期限が平成七年十月三十日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

3 平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、平成七年十月三十一日とする。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第二十八条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が平成七年十月三十日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

## 第五章 地価税法の特例

(滅失建物等の用に供されていた土地等の地価税の免除)

第三十二条 個人又は法人(地価税法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)が有する土地等のうちに、阪神・淡路大震災により滅失又は損壊(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊に限る。以下この項において同じ。)をした建物その他の工作物(以下この章において「建物等」という。)の用に供されていた土地等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該滅失又は損壊をした建物等の用に供されていた土地等(当該滅失又は損壊をした建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等(政令で定める部分を除く。以下この項において同じ。)を含む。)についての平成七年から平成九年までの各年の課税時期に係る地価税の額を免除する。この場合において、損壊をした建物等の用に供されていた土地等(当該損壊をした建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されている土地等を含む。)についての地価税の額の免除は、当該損壊をした建物等が平成七年十月一日午前零時又は平成八年若しくは平成九年の課税時期において使用されていない年の課税時期に係るものに限るものとする。

3 税務署長は、地価税の申告書の提出がなされた場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同一の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

### (被災した土地等の地価税の免除)

第三十三条 個人又は法人が有する土地等のうち

に、阪神・淡路大震災により相当の被害(地割れ、陥没、隆起その他のこれらに類するものによる被害であつて、政令で定める程度のものをいう。)を受けた土地又は当該土地に係る借地権等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該相当の被害を受けた土地又は当該土地に係る借地権等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税の額を免除す

る。

及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項において

「地価税の申告書」という。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第二十八条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が平成七年十月三十日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、同月三十一日とする。

。

## 外(号)

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前二項に定めるものほか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(損壊建物等に係る土地等の地価税の免除)

第三十四条 個人又は法人が有する土地等のうちに、阪神・淡路大震災により損壊をした建物等(第三十二条第二項及び第三項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同項の規定の適用を受ける土地等に係るもの)を除く。以下この条において同じ。)で当該震災により被害を受ける直前の床面積の二分の一以上の部分が平成七年一月十八日から同年二月十七日までの間使用されていないかたった事実があるもの(以下この条において「損壊建物等」という。)の用に供されている土地等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該損壊建物等の用に供されている土地等(当該建物等と一緒に規定する電気事業に直接必要な工作物その他政令で定める施設(以下この項において「経済活動基盤施設」という。)が被害を受けたことにより平成七年一月十八日から同年二月十七日までの間当該経済活動基盤施設による供給が断たれた土地等がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該経済活動基盤施設による供給が断たれた土地等についての平成七年の課税時期に係る地価税の額の二分の一に相当する額を免除する。

2 第三十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前二項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

定する損壊建物等に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

3 第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるものほか、第一項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他同項の規定の適用を受ける土地等に係るもの(以下この条において「被災した経済活動基盤施設に係る土地等の地価税の軽減」という。)の用に供する土地等として関係府県知事又は関係市町長に政令で定める日までに貸し付けられた土地等(使用貸借であることその他他の政令で定める要件を満たして貸し付けられたものに限る。)がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該保証を含む。以下この条において同じ。)が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権を得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。)又はその賦払(当該保証に係る求償権を含む。)又はその賃料金に係る債権を担保するために受けた当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成七年四月一日から平成十二年三月三十日までの間に受けたものに限り、登録した建物で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、大蔵省令で定めるとした建物で政令で定めるものとして新築又は取得をした建物に代わるものとして新築又は取得をした建物で政令で定めるものとみなしして、同項の規定を適用する。

3 第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他の規定の適用を受ける土地等に係るもの(以下この条において「被災した経済活動基盤施設に係る土地等の地価税の軽減」という。)の用に供する土地等として関係府県知事又は関係市町長に政令で定める日までに貸し付けられた土地等(使用貸借であることその他他の政令で定める要件を満たして貸し付けられたものに限る。)がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該保証を含む。以下この条において同じ。)が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権を得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。)又はその賦払(当該保証に係る求償権を含む。)又はその賃料金に係る債権を担保するために受けた当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けたものに限り、登録免許税を課さない。

(商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等の税率の軽減の特例に係る適用期限の特例)

3 第三十二条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定により免除される地価税の額の計算方法その他の規定の適用を受ける土地等に係るもの(以下この条において「被災した経済活動基盤施設に係る土地等の地価税の軽減」という。)の用に供する土地等として関係府県知事又は関係市町長に政令で定める日までに貸し付けられた土地等(使用貸借であることその他他の政令で定める要件を満たして貸し付けられたものに限る。)がある場合には、その者が有する土地等について課される地価税については、当該保証を含む。以下この条において同じ。)が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権を得のための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。)又はその賦払(当該保証に係る求償権を含む。)又はその賃料金に係る債権を担保するために受けた当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けたものに限り、登録免許税を課さない。

(商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等の税率の軽減の特例に係る適用期限の特例)

第三十八条 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣言及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律第一條に規定する株式会社及び有限会社について、租税特別措置法第八十四条中「平成八年三月三十一日」とあるのは「平成八年三月三十一日(阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣言及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(平成七年法律第四十二号)第二条に規定する株式会社及び有限会社については、平成九年三月三十一日」として、同条の規定を適用する。





官報 (号外)

び」を「第二十一一条第二項、」に改め、「第二十八条第二項」の下に「及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第十七条第二項」を加え、「同条第四項中「第十六条第四項」の下に「若しくは被災市街地復興特別措置法第十四条第四項」を、「の取得」の下に「又は同法第十五条第五項の規定により住宅若しくは住宅等を取得した場合における当該住宅若しくは住宅等の取得」を加える。

附則第八条に次の二項を加える。  
3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第二十四条第一項及び第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六百九十二条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の一」とあるのは、「第六十八条の二(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

附則第八条の二の次に次の二項を加える。  
3 阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付)  
第八条の三 平成七年一月十七日から阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第号)の施行の日の前日までの間に同法附則第五条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第七十一条の十第二項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第五十三条第三項及び第三百二十一條の八第三項の規定は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第五十三条第三項及び第三百二十一條の八第三項中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条の規定による同項に規定する中間期間を含む)」と、「損金の額が益金の額を超えることと

なった」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項に規定する震災対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十一条(同法第一百四十五条において準用する場合を含む。)」とあるのは「同条」と、「その超える損金の額」とあるのは「当該震災対象震災損失金額」と、「第五十七条」とあるのは「第五十七条又は第五百四十五条において準用するもの」とする。

附則第九条の三を附則第九条の四とし、附則第九条の二の次に次の二項を加える。  
3 阪神・淡路大震災に伴い第二十条の五の二の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、第七十二条の二十六第一項の規定による申告及び納付(以下本条において「中間申告納付」という。)に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付(以下本条において「清算事業年度予納申告納付」という。)に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る第七十二条の三十一第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、第七十二条の二十六第一項及び第七十二条の二十九第一項の規定にかかる

賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地で平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が所有するものに対して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地(以下本項において「住宅用地」という。)として使用することができるないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百八十四条を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第一項第二号中「存する住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とす

りて課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が所有するものに対し、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百八十四条を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第一項第二号中「存する住居」とあるのは、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とす

りて課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成八年度又は平成九年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地(以下本項において「住宅用地」という。)として使用することができる。  
3 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等(平成七年一月一日以後に使用し、又は収益することができる)こととならないものに限る。)に対する賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。  
2 市町村長は、前項に規定する平成七年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。  
3 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等(平成七年一月一日以後に使用し、又は収益することができる)こととならないものに限る。)に対する賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。  
3 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等(平成七年一月一日以後に使用し、又は収益することができる)こととならないものに限る。)に対する賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

3 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等(平成七年一月一日以後に使用し、又は収益することができる)こととならないものに限る。)に対する賦課期日における被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者が同項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に對して課する平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地で平成七年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者の他の政令で定める者が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「存する住居」とあるのは「住宅用地の上に存する住居」と、「平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とあるのは「附則第六条の二第一項に規定する被災住宅用地の上に平成七年度に係る賦課期日において存した住居」とする。

4 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した債却資産の所有者その他の政令で定める者が、平成七年一月十七日から平成十年一月までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した債却資産に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成七年一月十七日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下本項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る条の規定の適用を受ける債却資産があつては、当該債却資産の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事（が認める債却資産を取得し、又は当該損壊した債却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された債却資産であつては、当該債却資産の当該改良された部分）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該債却資産が取得され、又は改良された日以後最初に固定資産税を課することとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該債却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規

定の適用を受ける債却資産があつては、これらに規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

5 前項の規定のある場合には、附則第十一条の四中「前二条」とあるのは、「前二条又は附則第十六条の二第四項」とする。

6 市町村は、阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者その他の政令で定める者が、平成七年一月十七日から平成十年一月一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成七年一月十七日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下本項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る

7 前各項に定めるもののか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
附則第三十四条の二第一項中「本条」の下に「次条」を加え、「次条」を「附則第三十四条の三」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）  
改正後の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受ける当該機械その他の設備に受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号から第十二号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第一項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第九条第三項中「される額」の下に「（当該事務所及び倉庫のうち地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第二号）による改正後）の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額」を加え、同条第四項及び第五項中「される額」の下に「（当該事務所及び倉庫のうち地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法附則第十六条の二第四項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額）」を加える。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七条第七項及び第九条第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)  
第二条 改正後の地方税法附則第十六条の二の規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)  
第二条 改正後の地方税法附則第十六条の二の規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第四条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七条第七項及び第九条第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。